

／わ／た／し／の／意／見／

「ほう素・ふっ素規制」の 暫定期間が延長されます

環境プロジェクト
委員長 石川進造



3月29日、環境省は「「ほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直しについて（案）」に対する意見の募集について」の報道発表をしました。本文には「41業種中26業種は、安定的な排水処理等の技術はいまだ開発・実用化の途上にあり、現時点においてなお、直ちに一律排水基準を達成することが困難な状況にあります。（省略）26業種は、可能なものについては暫定排水基準を強化し、その上で暫定排水基準の適用の延長（平成19年6月30日まで）等の措置を講ずる予定です（原文の一部を抜粋）」とし、国民に広く意見募集をしております。

私たちの予想もしないスピードで運動は進みました。2月に公明党による「環境省に申し入れ」で、環境省 小池大臣・加藤副大臣へ「ふっ素・ほう素規制」の陳情、3月17日には参議院予算委員会で、公明党 森本参議院議員の「ふっ素・ほう素など3物質規制について」の質問が行われました。（詳しくは本号9Pに詳細報告があります。お読みください）

環境省の陳情・国会の質問など、めっき業界ではかつて無かったことで、国の環境行政に一石を投じ、さらには全国の組合運動に衝撃を与えた画期的な出来事であったに違いありません。この原動力は、公明党の社会的弱者を守る正義の賜物と深く感謝しております。

環境省への陳情で、担当官から「ほう素の除害は困難」との発言をひきだし、加藤副大臣からは、「審議会にかけパブリックコメント」の手順を踏むとの回答も得られました。国会では、森本議員は「日本の産業にとって、めっき業は重要な存在である」ことを繰り返し力説した上でめっき業の危機を訴え、3物質の除害技術開発と暫定措置の延長を要求しました。中川経済産業相は「めっき業の重要性を認識し除害技術開発と暫定期間の延長を求めて行く」と回答があり、加藤環境副大臣は「3物質の除害が技術的に困難であることを認め暫定期間の延長と、適正な基準値の設定を検討する」との発言がありました。ひろ友議員（公明）による温泉問題の提起もあり、環境省にたいして行った陳情を国会の場で念を押したのです。これらの発言や回答から、暫定措置の延長が行われたことは言うまでもありません。

エンジンの役割を果たした都議会公明党石井幹事長、きめ細かくご配慮をいただいた鈴木貫太郎議員、公明党国会議員・都議会議員の皆様、口火を切った地元の郡司先生、ありがとうございました。

・・・が、まだ終わったわけではありません。暫定措置の延長は短い期間で終わります。全てはこれからなのです。「ほう素・ふっ素」「土壌汚染防止」「環境確保条例」など難問は残ったままです。私たちの力は弱く、力が及ばないかもしれませんが、私たちは先輩の云った「**はっても進め**」の言葉を忘れずに努力して行きたいと思えます。